令和9年度 起業家教育プログラム実施支援先の募集について

令和8年9月
独立行政法人 中小企業基盤整備機構
創業・スタートアップ支援部

1. 趣旨

地域課題や社会課題が顕在化する現代において、若い世代から、起業家精神を育み、主体性、創造性、分析力、 コミュニケーション力など「これからの時代で生きる力」を身につけることが重要となっています。

文部科学省では、「アントレプレナーシップ（起業家精神）」を「新たな価値を生み出していく精神」と捉え、自ら社会課題を見つけ、課題解決にチャレンジし、他者と協働しながら解決策を探究できる知識・能力・態度を身につける 教育を「アントレプレナーシップ教育（起業家教育）」と位置付けて推進しています。

アントレプレナーシップは、起業に限らず、民間企業、行政など、あらゆる領域で必要な考え方であり、経済産業省、独立行政法人中小企業基盤整備機構においても、全国に広めるべく強力に推進しているところです。

一方、教育の現場においては、起業家教育を実践する教員や支援人材は少なく、生徒と起業家（企業経営者、社会起業家等）が出会う機会も少ないのが現実です。

そこで、経済産業省所管の独立行政法人である中小企業基盤整備機構(中小機構)において、経済産業省（中小企業庁）及び文部科学省とも連携しつつ、高等学校等における起業家教育をサポートするプログラムを実施します。

また、学校教育の現場だけでなく、放課後や休日、長期休暇等を活用し、自治体や支援機関が、地域での起業家教育事業を独自に実施している事例が存在することを踏まえ、高等学校等の教育現場以外の、自治体や支援機関における起業家教育をサポートするプログラムも実施します。

具体的には、総合的な学習の時間（探究）、各科目、課外活動、AO入試対策等として、新たに起業家教育プログラムを導入しようとする高等学校等および地域の高校生等を対象とした起業家教育事業に取り組もうとする自治体や支援機関を対象とし、中小機構がプログラムの企画、実施フォローアップなどの様々なサポートを行います。

起業家教育の実施により、自己効力感の向上や各科目の学習への主体的な参加の増加が見られるとされており、是非、本事業の実施についてご検討いただければと考えております。

2. 起業家教育プログラム実施支援の内容

本事業は、各高等学校および自治体・支援機関において、担当教員や自治体・支援機関の職員の方が、中小機構が提供する「起業家教育標準的カリキュラム」を活用しつつ、起業家教育の授業を実施することを支援するものです。

中小機構は、授業の企画、実施に際しての助言や、外部講師・起業家等の派遣（1支援先あたり2回～4回）等のサポートを行います。また、本事業は、全ての支援先に起業家教育の実施を継続していただくことを目的としており、よって起業家教育実施のノウハウ等の定着を図るものです。

※来年度の授業計画や学校行事等との整合を図るため今般のご案内となっておりますが、本事業の予算成立は令和9年3月頃を予定しており、実際の事業実施の確定はその後となります。予めご了承ください。

3. 具体的な支援内容（予定）

中小機構が提供する「起業家教育標準的カリキュラム」（別添資料参照。以下「標準カリキュラム」と言います。）を基に、各支援先の意向や事情に応じて、「5時間コース」、「10時間コース」、「20時間コース」、「30時間コース」のいずれかを導入し、起業家教育プログラムを実施する高等学校等および自治体・支援機関を支援します。

具体的には、以下のとおりです。

（1）実施計画の作成

・標準カリキュラムの導入のための年間計画等、起業家教育を実施するための計画策定について助言を行います。

（2）助言・相談対応

・授業を実施する教員や自治体・支援機関の職員に対して、標準カリキュラムやワークシート等の使い方、説明のポイントや話法などの授業の進め方について、Slack や Zoom などのオンラインツールを活用して助言を行います。また、起業家教育プログラムに関わる教員・生徒等からの質問事項等に対して回答・相談を行います。

（3）要望に応じた外部講師等のマッチングおよび派遣

・教員や自治体・支援機関職員のサポートや、実際に起業した起業家等の話を聞く機会を設けるべく、ご要望に応じて外部講師等の適切な者を派遣します。（※1支援先あたり2回～4回）

（4）社会へのアウトプットや社会との接点を創出する場の提供

① 起業家教育プログラムの成果を地域やメディア等で発表する機会の提供

② 起業家教育プログラム実施先の相互の交流の場の提供　など

※ 上記(1)～(4)の実施に際し、助言・相談対応に関する費用、中小機構が派遣する外部講師等（起業家や専門家）に支払う交通費・謝金等の費用は掛かりません。ただし、個別相談、勉強会やフィールドワーク等に参加される際に必要なインターネット通信費・交通費等については自己負担となります。

【参考】起業家教育標準的カリキュラムやそれに対応する授業スライド・ワークシートは、下記の URL（または右記の QR コード）よりご確認いただけます。

https://entrepreneur.smrj.go.jp/related/education/curriculum.html

※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

４．支援先にご協力いただく内容

（1） 高等学校等の担当教員、自治体・支援機関の職員

・標準カリキュラムを活用した授業の企画と実施

・標準カリキュラムに対する意見等のフィードバック

・支援先同士の意見交換、勉強会の場や成果発表の場への参加

・中小機構が依頼するアンケートへの回答

（2） 生徒

・標準カリキュラムを活用した授業への参加

・参加者同士の意見交換や成果発表の場への参加

・中小機構が依頼するアンケートへの回答

(3)その他

・起業家教育プログラムの実施にあたり、例えばビジネスプラン作成の機会（ビジネスプランコンテストへの応募等を含む）、またチャレンジショップや模擬店舗、インターンシップ等による実践的な機会の提供、地元企業との連携など、「ビジネスの視点」が盛り込まれることが望ましい。

（なお、こうした実践的な機会の提供や地元企業との連携等に取り組まれた場合には、先進的な取組事例として他の学校や自治体等へ共有する観点から、取組にあたっての課題やその課題の解消に向けた具体的な調整内容等について、ヒアリング・アンケート等による情報提供を依頼する場合があります。）

５．対象

(1)高等学校等

下記①～③の全ての要件を満たす高等学校等

①学校教育法第一条で規定する高等学校、高等専門学校（1～3 年生）、中等教育学校（後期中等教育段階）、特別支援学校（高等部）。

②起業家教育に取り組む意欲や標準カリキュラムを活用した起業家教育プログラムの実施について学校や教員間の理解があり、協力を得られている学校。

③中小機構（※中小機構が委託する運営事務局を含む）との打ち合わせに、Slack や Zoom 等のオンラインコミュニケーションツールを利用して円滑な遣り取りを行うことが可能な学校。

※過去の学校独自の起業家教育の実施経験等は問いません。

（2）自治体または支援機関（商工団体、金融機関、都道府県等支援センターなど）

・都道府県、市区町村や支援機関が主体となり、例えば複数の高等学校等（※1）が参画する等して、生徒を対象とした起業家教育プログラムの実施に取り組もうとする地域（※2）

※1　参画する高等学校等は、5. (1)①の要件を満たす学校（の生徒）とします。

※2　複数の自治体や支援機関による実施も可能です

※3　具体的な活用のイメージは【別紙】をご参照ください。

６．支援のスケジュール

・令和9年度中（令和9年4月から令和10年2月中旬までの間）となります。
・なお、令和9年4月～5月中旬は、支援の全体計画（年間授業計画等）を策定するための期間とし、実際の支援（起業家教育に係る授業の開始）は令和9年5月中旬以降となる予定です。
（※応募に関するスケジュールについては9．をご覧ください）

７．応募締切りおよび申込方法

令和８年１２月１８日（金）１８時までに、下記の専用申込フォームよりお申込みください。

＜申込フォーム QR コード＞　※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

高等学校等のお申し込み　　自治体・支援機関のお申し込み

８．支援対象先の選考について

以下の点を中心に応募内容を審査のうえ、地域や学科等のバランスも勘案して、支援対象先を決定いたします。

■1次審査（令和8年12月中旬～令和9年1月上旬）：書類選考
■2次審査（令和9年1月中旬～下旬）：面談（オンライン）

① 起業家教育プログラムを導入して達成したいこと、期待することは、本事業の支援内容と整合しているか。（4．（3）に記載する「ビジネスの視点」に関する取組意向等を含む。）
② 起業家教育プログラムを実施するにあたり、学校、自治体・支援機関内でのコンセンサスを得られているか。
③ 起業家教育プログラムに関わる教員・職員は2名以上で、かつ学校、自治体・支援機関内でのサポート体制があるか。（中小機構や運営事務局との間でスムーズな連絡調整等が可能な体制であるか）

④ 起業家教育プログラム終了後も、起業家教育を継続して実施する意向があるか。
⑤ 支援終了後の2年間（※令和 10 年度及び 11 年度）、起業家教育に関する取組み状況等についての事後報告（アンケート）に協力できるか。

9. スケジュール（予定）

〇令和8年10月9日 ： 応募受付開始
〇令和8年12月18日 ： 応募締切
〇令和8年12月中旬～令和9年1月上旬 ： 1次選考（書類選考）
〇令和9年1月中旬～下旬 ： 2次選考（オンライン面談）
〇令和9年1月下旬 ： 支援対象先の決定
〇令和9年2月19日 ： 支援申込書の提出期限
〇令和9年4月～令和10年2月中旬 ： 起業家教育プログラム実施支援

10. お問い合わせ先

申込みにあたりご不明な点やプログラム内容についてのご質問等は、下記へお願いいたします。

〒105－8453 東京都港区虎ノ門 3－5－1 虎ノ門 37 森ビル
独立行政法人 中小企業基盤整備機構（中小機構）
創業・スタートアップ支援部 創業・スタートアップ支援企画課（起業家教育事業担当）
担当 ： 水岡、佐々木
電話 ： 03－5470－1645
E-mail ： **kigyorider@smrj.go.jp**

【別紙】

自治体・支援機関による本支援事業の活用イメージ

【例１】自治体（都道府県、市区町村）が主体となり、域内の複数の高等学校等を対象として、同一カリキュラムによる起業家教育プログラムを実施するもの。

【例２】自治体または支援機関（商工会・商工会議所など）の主催により、地域の高校生（特定の学校に限らない）を対象として、起業家との交流やビジネスプラン作成、起業体験ワークショップ等を行う起業家教育プログラムを実施するもの。

【例３】自治体または支援機関（商工会・商工会議所など）の主催により、地域の高校生（特定の学校に限らない）を対象として、地域の社会課題などを題材としたアイディア創出、地域の企業と連携したフィールドワーク等を行う起業家教育プログラムを実施するもの。

▼「標準カリキュラム」を活用した起業家教育プログラムの例（※5 時間コースの例）

実施月	時間	テーマ	講師
8月	1	アントレプレナーシップとビジネスの考え方を知る	外部講師(起業家)
	2	地域の課題やニーズを発見する	(自治体･支援機関職員等)
	3	アイディアを検討し、ビジネスプランを考える	外部講師(専門家)
	4	先行事例の調査（または地域でのフィールドワーク等）	(自治体･支援機関職員等)
	5	ビジネスプランの発表とフィードバック	(自治体･支援機関職員等)

▼起業家教育プログラムの実施イメージ






【留意点】

・「高等学校等の生徒」を対象とするものに限ります。
・年度を通してだけでなく、夏期休暇など特定の期間に集中的に実施することも可能です。
・起業家教育プログラムの実施にあたり、中小機構が提供する「起業家教育標準的カリキュラム」を活用していただくことが必要です。（詳細は募集要項をご確認ください。）
・上記はあくまで一例（イメージ）です。ご不明点やご質問などは、募集要項 10. に記載のお問い合わせ先へご連絡をお願いいたします。